

いじめ防止対策基本方針

王寺北義務教育学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。加えて、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる「心の居場所」となる学校づくりに努める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

委員会は、校長、副校長、教頭、教務・学年・生徒指導主任、他関係職員（必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー等）で構成する。また、外部の専門家や専門機関とも連携を図る。

(1) いじめ防止対策委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・学校経営案に「学校いじめ防止基本方針」の概要を掲載する。

・随時、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があつた場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、生徒指導部及び学年主任を中心とした適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、担任や教科担当者、部活動顧問を中心に、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、絆をつくり、共に成長していく学級づくりを進める。

イ わかる授業づくりを進め、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、児童生徒が携帯電話やスマホのメールやSNS、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2)いじめの早期発見の取組

ア 児童生徒の表情の変化や年2回のアンケート、教育相談によって、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ スクールカウンセラーや相談員にいじめ相談電話等の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

エ 授業中や部活中はもちろんのこと、休み時間もできる限り教室で児童生徒の様子を常に見守る。

オ けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、早期対応を心掛ける。

(3)いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に早期対応に努める。

イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ いじめの解消の定義を以下の2点とし、解消したとみられる場合でも心のケアや支援を組織的に継続して行う。

①いじめが止まっている状態が継続(3か月が目安)

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事態への対応

(1)重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を招集し、危機管理マニュアルの「いじめへの対応について」に基づき、報告、連絡、相談、記録を徹底して対応を行う。事案に応じて適切な専門家を加えるなど、関係機関との連携を図る。

(2)調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供し、再発防止に努める。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1)学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)に則して見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。

(2)いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による振り返りや保護者への学校評価アンケートを年に1回、12月に実施し、いじめ防止対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

(3)いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

いじめ防止対策に関わる年間活動計画

| 月 | 活 動 内 容 |
|----|---------------------------------|
| 4 | 生徒理解のための研修 家庭訪問 PTA総会 |
| 5 | 新入生歓迎会教育相談 校外学習 修学旅行 生徒理解のための研修 |
| 6 | 生活アンケート 生徒理解のための研修 下校指導 |
| 7 | 個人懇談 |
| 8 | 夏期休業中地域巡回指導 |
| 9 | 校外学習 |
| 10 | 体育大会 運動会 校外学習 研修旅行 |
| 11 | 生活アンケート 教育相談 生徒理解のための研修 下校指導 |
| 12 | 学校評価アンケート 個人懇談 生徒理解のための研修 |
| 1 | |
| 2 | 下校指導 |
| 3 | 卒業式に向けた各学年の取組 |